

和歌山市つれもて子育て応援ブック（子育て情報誌）協働発行业 仕様書

- 1 名称 和歌山市つれもて子育て応援ブック（子育て情報誌）協働発行业
- 2 目的 妊娠期から乳幼児期までの妊産婦・養育者の観点に立った情報を横断的に提供する子育て情報誌「和歌山市つれもて子育て応援ブック（以下「つれもて子育て応援ブック」という。）」を、和歌山市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「協働発行业者」という。）が協働で発行することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 3 概要 つれもて子育て応援ブックは、市が提供する子育て支援に関する行政情報と、市と協働で発行する協働発行业者が編集した子育てに有益な施設、地図等の地域情報並びに企業等の広告により構成する。
- 4 仕様 協働発行する、つれもて子育て応援ブックの仕様については、次のとおりとする。

（１）つれもて子育て応援ブックの規格等

	令和9年度版	令和10年度版	令和11年度版
名称	和歌山市つれもて子育て応援ブック		
刷り色	4色刷り（ユニバーサルデザインを基本）		
規格	判型 A5版 80～108ページ程度を想定（本文及び表紙含む）		
製本	無線綴じ		
納期	令和9年6月上旬～中旬	令和10年6月上旬～中旬	令和11年6月上旬～中旬
発行部数	各年 3,500部（母子健康手帳配布対象者及び転入者）		
納品場所及び納品数	和歌山市役所 東庁舎2階 子育て支援課	1,000部	
	和歌山市保健所 地域保健課	2,500部	

（２）編集等の条件

- ア 企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、協働発行业者が行う。
その際、企画、編集等については、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。
- イ 冊子の編集に際しては、過去に発行しているつれもて子育て応援ブックのテイストを残しながら、冊子を活用する養育者が理解しやすい文章やイラスト等を用いること。
- ウ 市は、電子データ及び紙原稿で行政情報の他、過去につれもて子育て応援ブックに掲載した、子育てに有益な情報についても併せて提供する。
- エ 地域情報は、和歌山市域その他市が指定する範囲の地域の情報とし、その内容の範囲は、次のキに規定する広告の内容の範囲に準ずるものとする。
- オ 協働発行业者は、つれもて子育て応援ブックの発行前に、印刷原稿を市に提出し、あらかじめ市の承認を得なければならない。
- カ 市は、協働発行业者から印刷原稿の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要の場合は協働発行业者に印刷原稿の修正を指示できるものとする。
- キ 掲載できる広告の内容の範囲については、「和歌山市広告の掲載等に関する要綱」を遵守する。

ク 広告原稿内には、必ず＜広告＞の表示をし、和歌山市の事業と直接関係がない旨を明記すること。

ケ 掲載する広告については、原則として本市内の企業・店舗・団体等の広告に限定するものとする。

コ つれもて子育て応援ブックの納品時に、表紙及び裏表紙その他無ページのものも含めた全ページ分（広告を除いたもの）の電子データをPDFファイルにより市に納入するものとする。

- 5 発行時期 令和9年度版・・・令和9年6月上旬～中旬（予定）
令和10年度版・・・令和10年6月上旬～中旬（予定）
令和11年度版・・・令和11年6月上旬～中旬（予定）

- 6 業務分担 市と協働発行事業者の業務分担は以下のとおりとする。

項目	内容	市	協働発行事業者
編集	行政情報データ提供	○	
	データ編集 (デザイン・レイアウト等)	○ (一部和歌山市より提供)	○
	原稿の校正・チェック	○	○
印刷・製本	印刷・製本		○
検品	完成品の検品	○	
納品	完成品の納品場所への配送		○
広告販売	広告募集		○
	広告制作・代金回収		○

- 7 著作権 行政情報に関する著作権は、和歌山市に帰属する。

- 8 広告 協働発行事業者は、掲載する広告主及び広告内容について、事前に紙媒体及びデータを市に提出するものとする。市は、審査会において、これらの広告内容を審査し、広告掲載の適否を協働発行事業者に通知するものとする。協働発行事業者は、審査会の承認を受けた広告でなければ、つれもて子育て応援ブックに掲載してはならない。

また、広告はすべて協働発行事業者による取り扱いとし、その収入は協働発行事業者に属する。

なお、つれもて子育て応援ブック発行後の広告の管理責任は、協働発行事業者が負うものとする。

- 9 協働発行事業者の責務

- (1) 協働発行事業者は、つれもて子育て応援ブックの発行に関する事項（行政情報の内容に係るものを除く。）のすべてについて、一切の責任を負うものとする。
- (2) 協働発行事業者は、つれもて子育て応援ブックへの地域情報や広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行事業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければ

ばならない。

ただし、市の責めに帰す場合はこの限りでない。

1 0 広告等の掲載内容の変更及び取り止め

- (1) 協働発行事業者が、つれもて子育て応援ブックに掲載する地域情報または広告の内容を変更し、又は取り止めようとする場合は、速やかに市に申し出なければならない。
- (2) 前項の規定により、広告等の掲載内容を変更する場合で、既に納入したつれもて子育て応援ブックがあるときは、市と協議のうえ、協働発行事業者の責任において速やかに対応するものとする。

1 1 発行の取り消し

- (1) 市は、協働発行事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該協働発行事業者によるつれもて子育て応援ブックの発行を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により、協働発行事業者の決定を受けたとき
 - イ 市が指定する日までにつれもて子育て応援ブックの原稿を提出しないとき
 - ウ 市が指定する日までにつれもて子育て応援ブックを納入しないとき
- (2) 市は、前項の規定によりつれもて子育て応援ブックの発行の取り消しを決定したときは、事業者に通知するものとする。
- (3) 第1項アの事由により前項の取り消し決定を受けた協働発行事業者は、既に納入したつれもて子育て応援ブックがある場合は、市と協議のうえ、これを回収するなど速やかに対応しなければならない。
- (4) 第1項の規定による取り消しにより生じた協働発行事業者の損害について、市は弁償しない。

1 2 個人情報の取扱い

- (1) 協働発行事業者は、本事業実施に伴い入手する個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。
- (2) 市は、協働発行事業者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、協働発行事業者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

1 3 その他

- (1) 常に市と緊密な連絡体制をとること。
- (2) 本事業実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (3) 本仕様書に明示のない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて協働発行事業者と協議のうえ定める。